平成２８年（フ）第１９１号
愛知県西尾市田貫２丁目58番地　ホワイトハイツ１階Ｆ号室
債務者　伊澤　聡昌
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３１２０号
大阪府摂津市東別府３丁目１番11号　やさしえ南摂津、前住所大阪府摂津市鳥飼下２丁目10番６号
債務者　**原　　博**夫
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３３２号
大阪市東淀川区上新庄１丁目２番２―1004号
債務者　星　　玉美
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４２２号
大阪市西成区花園北１丁目４番10―703号
債務者　藤原　　浩
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２４号
岡山県井原市西江原町460番地
債務者　三宅　康志
1　決定年月日時　平成28年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１３３号
岡山県倉敷市老松町１丁目９番18号　アーバンライフ小野203号
債務者　大塚由里子
1　決定年月日時　平成28年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１３４号
岡山県総社市福井2137番地フォワイエＤ棟208号室
債務者　林　　紀和
1　決定年月日時　平成28年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２０９号
静岡県御殿場市二枚橋577番地の17
債務者　宮川裕太郎
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２１５号
静岡県御殿場市二枚橋577番地の17
債務者　佐野裕紀子（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４１号
埼玉県熊谷市肥塚642番地８
債務者　小林　健二
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第８９号
千葉県東金市大豆谷84番地１
債務者　実方　英樹
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第９２号
千葉県東金市山口1183番地　はまゆうの里東金
債務者　北村　　孝
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第９４号
千葉県旭市江ケ崎1493番地２　１号
債務者　姉帯　克己
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第４２号
岐阜県土岐市下石町304番地の365
債務者　野呂　敏広
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第１７６号
愛知県一宮市三ツ井８丁目11番26号　メゾンエスペランス101号
債務者　福島ヘルミニアこと福島ヘルミニアダロゴこと　ＦＵＫＵＳＨＩＭＡ　ＨＥＲＭＩＮＩＡ　ＤＡＬＯＧ
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１８９号
愛知県江南市古知野町日の出171番地１　サンライズ杉本Ｂ201号
債務者　舟橋　千春
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第４４２号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊８丁目２番２―202号
債務者　坂元　　愛
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部